

障害者活躍推進計画(高知県監査委員事務局)

－第2期－

I 機関名

高知県監査委員事務局

II 任命権者

高知県代表監査委員

III 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

IV これまでの経過と計画策定の趣旨

高知県監査委員事務局は令和2年度から5年間を計画期間とする「高知県監査委員事務局」障害者活躍推進計画」を策定している。

今後も、他部局からの出向者等が障害のある職員であった場合や高知県監査委員事務局在職中に疾病、事故等により障害者となる場合も想定されることから、障害のある方がその能力を活かして働くことのできる体制の整備や取組が必要である。

引き続き、令和7年度からの5年間を計画期間とする第2期「高知県監査委員事務局」障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員が活躍できる職場となることを目指していく。

V 目標

(1)採用に関する目標

会計年度任用職員の採用に当たっては、障害者を差別することなく能力本位の選考を行う。

(2)定着に関する目標

職場での合理的配慮が十分でないことによる離職者を生じさせない。

VI 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者は事務局長とする。また、障害のある職員の相談窓口担当は総務担当の主任監査員とする。

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。

障害のある方に対する職員の心がけや配慮すべきことを理解してもらうための研修を実施する。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の特性に配慮した業務を配分し、定期的な面談等を通じて、その職員の状況を把握していく。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害のある職員の要望を踏まえ、障害の特性に応じ、利用しやすい環境に配慮した環境整備を検討するとともに、入口付近の庁内駐車場の確保など既存の敷地や構造物の制限の範囲内で可能な限り通勤への配慮等の措置を行う。

障害のある職員が自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく安定的に就労できるよう、整備した休憩時間の弾力的な設定や早出遅出勤務の制度の利用やテレワークの活用を促進する。

在職中に疾病・事故等により障害者となった中途障害者については、障害者の特性に配慮した職場環境の整備や通院への配慮等の取組を行う。

4 その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。